

第十回国会 文部委員會議録 第十一号

昭和二十六年三月十七日(土曜日)

午前十一時三十六分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事 岡延右エ門君 理事 佐藤 重遠君

理事 若林 義孝君 理事 小林 信一君

理事 若林 義則君 理事 甲木 保君

理事 坂田 道太君 理事 高木 章君

理事 東井三代次君 理事 圓谷 光衛君

理事 井出一太郎君 理事 笹森 順造君

渡部 義通君

出席政府委員

文部政務次官 水谷 昇君

文部事務官(大臣官房総務課長) 篠原 義雄君

文部事務官(初等中等教育局長) 辻田 力君

委員外の出席者

専門員 横田重左衛門君

三月十六日

教職員の結果対策強化に関する請願

(武藤嘉一君紹介)(第一三三九号)

同(松本七郎君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

同(勝間田清一君紹介)(第一四一〇号)

(大阪府大阪市立美術館内美術館友の会代表杉道助)(第三七五号) 六・三制校舍建築費並びに老朽校舍改築費国庫補助増額等の陳情書(鹿兒島市山下町鹿兒島県下五議長会会長岩切重秀)(第四〇二号) を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件 昭和二十六年度に入学者児童に対する教科用図書給与に関する法律案(内閣提出第九八号) 宗教法人法案(内閣提出第五一号)

○長野委員長 これより会議を開きます。まず、昭和二十六年度に入学者児童に対する教科用図書の給与に関する法律案を議題とし、討論に付します。

若林義孝君 若林委員 たいま議題となつております。昭和二十六年度に入学者児童に対する教科用図書の給与に関する法律案について、自由党を代表いたしまして、賛成の意見を述べたいと存じます。

憲法において、義務教育は無償とするといふことは、概然と国家方針として明示されておるのであります。国家の施策は、この憲法の条章に従つて進められるべきであります。この点文教政策については、他の経済諸政策に比較して見ますと、あまりに貧弱なのに、驚くというよりも、あきれ返るというものが、われわれの感ずるところであります。口を開けば、何人といえども、教育の尊重を口にす

のでありますが、それが政策の具体化ということになりますと、委員各位が非常に渾身の努力を続けてくださいます。よろやくその一線の望みを得るに至つた六・三制の予算のごとき、終戦後日本の国内の安定を欠くといはれないながら、いかに文教政策の貧弱であるかといふことがわかるのであります。この点、文教政策並びに文教予算については、何人といえども満足を感じておる者はないのであります。また政府といたしましても、その当事者は、この憲法の条章の無償という線に向つて極力努力をしておることは、見えるのであります。その実効が上らないのを、残念に思つておるのであります。しかるところ、二十六年度から、児童に対しては、教科書のみならず、無償にするという企画が立てられまして、われわれも、政府が説明をいたしましたような線に沿つて、努力を試みたのであります。当初小学校の一年から新制中学の三年までを無償にするという線で、押し進んでみたのであります。したが、遂にこの法案となつて現われ来たのであります。わが自由党といたしましても、これで満足すべきではないのであります。

最初先ほど申しましたように、政府の説明にもあつたように、各市町村も義務的に無償で給与するということの精神であつたのが、ある事情において、この法案では奨励するといふ意味の法案となつて出て来たのであります。が、将来は、最初政府が説明をし、企

画をいたしましたように、国家の財政の許す限りにおいて、なおいろいろなる政治的の仕事を推進せられまして、この義務教育の無償の理想を貫徹することを、われわれとしては条件といたしたいと思つておりました。そういう意味において、まず貧弱なる、貧困なる文教政策の中で、この法案が政府から提出されたことは、文化国家を目指す日本の文教政策が、一歩を踏み出したものだといふ気持を持つのでございまして、この法案を基礎といたしまして、一歩、二歩、三歩と、文教政策なり、文教予算といふものの拡充に努力をいたしたいと考へておるのであります。

なお、各委員からの御意見にありましたように、教科書は精神的なものであります。農林予算にいたしまして、まず食うためにという生活の根本義に重点を置くために、老なる予算がこれに向けられるのであります。食糧増産のためにも、相当の国費がこれに費されておるといたしますならば、精神文化をねらつておるわが国といたしましては、この精神の食糧に匹敵するところの教科書には、私は相当財源をさくべきであるという気持を持つておるのであります。将来は、わが国の国策において、食糧を尊重し、増産をして行くという強い施策と相並行して、この教科書のごときものに対しては、御配慮があるべきだといふ感じがするのであります。

なおこれに関連して、相当発行業者、またあるいは取扱業者の金融資金面のことの議論が聞かれたのであります。これも、ほかの経済的の諸事業とは異にいたしておる教科書の出版あるいは配付の事業は、営利を主として目的にせざることを根本にすべき事業であらうと考へますので、金融その他の面においては、将来教科書に関する金融公庫のごときものをひとつつくられて、りつばなよい教科書が安くできるように配慮せられんことを希望するのであります。

では家庭の子供であつたが、今度は、学校へ上るのは、社会の子供になり、お国の子供になるんだ、そういう意味で、この御本を私にはいたしたいんだ。今までは、お父さんお母さんに買つていただいた教科書である。――考

ことができないのであります。この法案に盛り込んでおらず精神を体得せられ、満場一致で可決を予想するのでありまして、簡単であります。自由党を代表いたしましたして、賛成の意思を表明いたします。

○長野委員長 渡部委員君

○渡部委員 若林君の反対論に対する皮肉なる予想にもかかわらず、私はこれに反対であります。憲法二十六条の第二項は、義務教育の全額国庫負担ということを、精神としておるわけでありませう。義務教育の全額国庫負担ということは、直接に児童生徒を預かつておる全国の教員たちの強い要望であり、また父兄たちの要望であり、さらにはまた自治体全体の要望であるというところは、これまでの国会に対する陳情や請願を見ても、明瞭な事実であります。ところが、この法案の方向といふものは、決して全額国庫負担という方向に向けられておるのではないに、この政府の説明の内容によりまして、また法文そのものの内容から見ても、教科書の給与を地方の負担にするというこの呼び水であるというところが、現実にはつきり出ているわけでありませう。ところが地方では、この大きな経費の二分の一を負担するというような財政状態にはない。地方財政は、御存じのように極度に困難な状態にあつて、二分の一を負担するということさえ、ほとんどできない状態にあることは、はつきりしております。それだけではなしに、平衡交付金を大幅に増大すべきであるという全国的な要望にもかかわらず、この国会において、一割方削減されようとする情勢にあるのであります。こうなつて来ま

すと、地方ではますます教科書の二分の一の負担に、耐え得ない状態になるのであります。そうしますと、一体それが現実にはこれを負担しなければならぬかということになると、結局父兄たちの寄付等々によらざるを得ない結果になるかもしれません。おそろくなるのであります。全額国庫負担という原則が貫徹され得ない。しかも地方財政が現在の状態にあるというような状況のもとでは、これを従来のままにしておいて、しかも教科書の代金さえも払えない非常に多数の悲惨な家庭に對しては、教育保護法を徹底的に拡大することによつて、われわれはこれを實現して行かなければならぬ、こう考へておるわけでありませう。

さらに、地方公共団体が非常に財政窮乏しておりますときに、教科書を取入れるといたしますと、一番価格の安いものを取入れなければならぬ。価格の一番安いものが一番よいものではない。しかもまた文部省や大資本家の關係から、文部省の著作のものが全体的に教科書として支配的地位を占めるかもしれない。私は、文部省著作が全体的に愚劣なものだとはもちろん考へていない。しかしながら、たとえ「国の歩み」とか「民主主義」とか、文部省が発行しておるこのような著作の例は、これは非常に科学性を欠いておる部分が多いのであり、学者が承認できないようなものが多いのであつて、しかもそれは新しいよそおいを持つた天皇制や、また民主主義という仮面的なものに、フアッシュムの方角を示すような傾向を内容に含んでおる。こういう文部省の著作というものが、教科書として支配的地位を占めるといふこ

とになりませうと、これはこのような精神に基く、国家による教育の統制になる憂いが、十分にあるのであります。われわれははこの危険を防がなければならぬ。

それから、現在国庫負担が非常に困難であるという事実はわかる。しかし二冊の算数と国語の全額を負担したといたしまして、これはわずかに二億八千万円にすぎない。この二億八千万円の金が、どうして国家から出ないのか。これは十分出る。たとえば、軍用道路を一本敷く経費があつたら、われわれ日本に必要な経費が、アメリカに比べて必要な軍用道路を一本敷く経費があつたら、こんなものは幾らでも出るわけでありませう。こういう意味においてわれわれは、政府が、全額国庫負担という憲法の精神を、ここに實現して行くことができないばかりでなく、この教科書を無償配給するという形のもとに、今申し上げたような、われわれとしては賛成できないところの精神が流れては賛成できないところの精神が流れておる。こういう意味において、私は、若林君が非常にこれを皮肉の形で反対論を予想しておつたと同じではないが、私はやはりこれはほんとうに日本の教育を思い、地方の財政を思い、さらに児童、生徒たちがほんとうにりつばな民族、国民として成長して行くためには、現在の形での配給に反対であります。

○長野委員長 これにて討論は終局いたしました。

○長野委員長

採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○長野委員長 起立多数。よつて原案

の通り可決せられました。  
なお報告及び報告書の提出については委員長に御一任願いたいと存じます。

○長野委員長

次に宗教法人法案について、公述人の選定を、理事と相談の上行つて参りましたところ、ただいま読み上げる方を選定いたしました。

- 学識経験者側
    - 安藤 正純君
    - 岸本 英夫君
    - 長瀬 武君
    - 林 壽二君
    - 阿部 行藏君
  - 出口伊作男君
  - 大村謙太郎君
  - 里見 達雄君
  - 藤川 卓郎君
  - 小野 祖教君
  - 千家 尊宣君
  - 薄井 雲城君
  - 眞漢蒼空郎君
  - 湯淺 龍起君
  - 白鳥 健一君
- 外一名カトリック代表として選定する見込みであります。以上十六名。
- この際お諮りいたします。ただいま申し上げた方を宗教法人法案の公述人の公述人に指名するに御異議ありませんか。
- 〔異議なしと呼ぶ者あり〕
- 長野委員長 異議なしと認め、さうに決定いたしました。
- なお一名は、十九日の当日公述人に指名したいと存じますから、御了

承願います。

○長野委員長 次に、教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同施行法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。質疑に入ります。

都合により午後一時半から再開することとし、暫時休憩します。

午後零時十二分休憩

午後一時五十四分開議

○若林委員長代理 休憩前に引続いて会議を続行いたします。

午前中に議題とした教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同施行法の一部を改正する法律案の審査は、本日はとりやめ、宗教法人法案を議題とし、前日に引続き質疑を続行いたします。柏原君。

○柏原委員 宗教法人の役員に、代表役員というのがありますが、ある教団では、代表役員はしろうとであつてほしいと要望する教団もありますし、教団によると、代表役員は任職であつてほしいという切なる陳情も受けております。キリスト教は、信者が集まつて教会を建てて、牧師をイギリスの神学校から雇つて来た経歴がありますので、むしろ一般役員、しろうとの方が力を持つておるようでありますが、一人の信念のある宗教家が、ぼつ／＼布教をやつて教団を組織した場合に、独裁者ではないけれども、どうしても指導者という形をとるといふことも当然であります。そこでこれによりまして、代表役員はしろうとでもよいのでしようが、教団によりましては、しろうとを持つて来ては非常な不都合を

来す。これは任職が横暴するという意味ではなくして、やはり教団の統率者が代表役員になるのが、自然の姿であると思ふのですが、ここには何ら規定してありません。代表役員は任職であるというふうな規定を——真言宗でいへば、宗制と申しますが、そういう制度を置くと申すと、法人法の精神に一種の制限を加えるかつこうになるが、それは立法上、事務上さしつかえないものか、お伺いしたいのであります。

○藤原政府委員 ただいまの御質問に對しましては、代表役員あるいは責任役員、代務者その他の宗教法人の機関の職務権限、あるいは選任方法、かかる向きの規定は、宗教法人の規則の中において定めることになつておりました、たとえば仏教で申しますと、住職の資格を持つている者が代表役員、あるいは責任役員になる。神道方面におきましては、一定の神職の資格を持つておる者が宮司になる。こういった規定は、独自の、また古来の慣習等に基づきまして、おの／＼教派教団、同時に、神社・寺院の規則中において、資格の範囲、あるいは職務権限、そういった規定をしていただければ、御説のように住職が代表役員にもなれまじやうし、場合によると責任役員にもなれまじやう。従つて、各宗各派の自主性の尊重において、みづからの伝統に基づきまして資格要件を定めますれば、御意見のごとく、住職がおの／＼お寺の代表役員にもなれ得るといふふうな、この法案では規定している次第でございます。

○柏原委員 総合的な質問であります。——これは私の考えではないので

すけれども議員の中には、これは宗教の財産に關する法律であつて、しかも何ら社会的に宗教としての効果を現わさぬ、精神の披けられた保護するよるな法律じやないか、お寺さんで基ばかり打つて遊んでいられるのはけしからぬ、むしろつぶすたらいいじやないか、法律は取合ぬ方がいではないか、かといふような極論をする人も、議員の中にあるのであります。そこにも一理はありますが、私たち委員としましては、そういうなまじきなことは言えぬので、代議士の中に、議事に熱心でない人があつたとすると、国会議員はなまじきじやないか、だから国会をつぶせといふのと同じ議論になるので、暴論だと思ふのです。しかしよく聞いてみると、いらぬものをつぶすと申しますと、これはだれがつぶすかとなりまして、教団はみづからつぶすのであつて、だれかの権限でつぶすとなつてアツシヨになりまして、暴力でつぶすわけには行かぬ。国会でつぶすといつても、つぶすには教できめるのでありますし、結局この法案は必要となりますと、従来の宗教法人令で残りますので、それは単なる暴論であつて、価値のない議論と考へております。さて今言われるような論理からいつて、つぶれた方がいいとするならば、この法案というものは、宗教法人をつくるという手続もありませんが、解消に關する手続も含まれておるようでありまして、何もこの宗教法人が宗教の味方ばかりして、育成といふことばかり考へているのではなくして、法人をつくれぬと、解消手続も相当うたつて

あるようでありまして、何もこれが宗教を盛んにするという味方になつてい

るわけでもないと思へます。しかし一部には、宗教の味方ばかり書いてあるといふふうな誤解をしている議員さんもあるようでありまして、それは個人個人の意見におまかせするとして、これは質問というよりか、そういう暴論を論ずる議員もおりますので、そんな人の議論を封ずる意味で、私は自分の意見を述べておるのであります。

自分の意見は、御本人さんもここに

おられませんから、その程度にしておき

まして、さて先日もお伺いしました

て取扱うことができるか、こういう御

質問と理解いたしますれば、この点に

つきましては、登録税法その他の關係

こういうことが明確になつておる場合には、どんなものでありましようか。

○榎原政府委員 本部の所有の問題は、もちろん別問題であらうと思ひますが、現実にかかると支那を設けるというところが、客観的に申しまして確率が高い、また現実にかかると活動になさんとする実情のある場合においては、それが支那の宗教法人として、あるいは宗教団体活動が客観的に確立される程度のものでございましてならば、もちろん登録税その他の免租の恩典にあずかり得るのではないかと考ふる次第であります。

○柏原委員 第八十四条の中に「信教の自由」とありますが、その次に「平等」という二字を加えたらどうかという要望があるようであります。これに對して政府当局としては、どういふお考えでありますか。

○榎原政府委員 ただいまの八十四条の「信教の自由」の下に「平等」を挿入したらいかがかと御質問に對しましては、本来信教の自由という内容の中に、平等ということがはつきり理解される次第であります。ここで信教の自由という規定を設けたゆえんのものも、平等性が入つておるといふように理解していただきたい、こう存する次第でございます。

○柏原委員 宗教法人審議会というのが、文部大臣の諮問機関として設けられますが、地方庁にもそれに類したものが必要じゃなからうかと思ふのですが、なくとも済むものか、それをひとつお伺いしたいと思います。

○榎原政府委員 宗教法人審議会を、各都道府県にも置いたらどうかという御意見もございしますが、本来宗教法人

と申しましても、その母体である宗教団体を考慮いたしますとき、かつは宗教あるいは公益法人としての宗教法人というものを考えますときには、一都道府県内の事務として、また一都道府県限りの問題ではないのでございまして、ある府県におきまして、宗教法人の設立あるいは解散、合併その他の問題が起きましても、それはおのずから他の都道府県にも関係する向きの生ずることも考えられますし、また宗教それ自体は、非常に広汎な活動を予想されるのでございします。しかも一都道府県で審議される場合においては、おの／＼の都道府県におきまして、あるいは非常にまち／＼な取扱ひを受けるといふようなこともおそれますし、かた／＼審議会の委員の任命等につきましても、人選その他の関係において、非常に困難性もあらうかと思ひますし、特に宗教団体のことは、全般的に申しまして、全国的な意味合いのものでなければならぬという確信のもとに、中央に宗教法人審議会を置きまして、都道府県にはこれを置かず、一応画一的な、全面的に公平平等な判断をし得る方法を講ずるといふ点に主眼が置かれて、地方にそれを設置しないという方針で、この法案ができておる次第でございます。

○榎原委員 宗教法人に對する要件ですが、たとへば、借地とか借家と教会をやつておる、しかも教化活動をやつておる。しかし資産的なものが少い。これらも大いに意味があることで、大きな殿堂伽藍があるから、必ずしもそれがりつぱというわけではないのです。先般もお尋ねしましたように、借地借家、そこで宗教に用いる道具が

あるとか、お堂もあれば、宗教行事に必要な道具もあるという程度のもので、宗教法人として妥當に扱われるのか、相当目立つて大きなものでなければならぬものか、その点をお伺いしたい。

○榎原政府委員 ここで神社や寺院、教会、修道院等の、いわゆる宗教法人法第二条第一号に該当する宗教団体につきましては、礼拝の施設を備えることを要件にしてございします。しかしながら、これは自己が所有権を持たなければならぬのだという趣旨のものでございせんので、御意見の通り、借地、借家においても、現実に宗教団体としての活動をなしておるならば、当然宗教法人として認証の申請をなし得る資格性がある、こういふふうに考へておる次第であります。

○榎原委員 この宗教法人法がましましたならば一年半以内で従来の宗教法人令による法人は宗教法人法による法人に切りかえなければならぬのですが、切りかえにつきましたは、従来の宗教法人令によつた場合には、いろいろな弊害もあるのだらうと思ひます。できるだけすみやかに切りかえはすべきであります。切りかえの申請を故意に延期しまして、まだ一年半あるのだという調子で、一年半旧法で行けるということにつけ込んで、いろいろ弊害を起すものがあるかもしれぬ、最後のどたんばであるからというので、やるかもしれぬ。それらの弊害を防止する措置が必要だと思ふのですが、当局の御所見をお聞かせください。

○榎原政府委員 宗教法人法の附則におきましては、現在の宗教法人令に基く宗教法人は、一応一年半以内に、宗

教法人法による宗教法人として規定の認証を受けなければならぬ、こゝういふふうな建前を持つております。しかしそれに至るまでは、現行の宗教法人令がなお有効であるということになつておりますので、あるいはお話の向きのような宗教法人にして、公益を侵害する、あるいは場合によりましては、法令に反するやうな行為をするとか、こゝういふ向きのものがございしましたときには、現在の宗教法人令がそのまま旧宗教法人に適用になつておる関係で、その適用下に置かれるやうな事態が生ずるならば、それによつて解散等の方法もございしますし、しかもなお旧宗教法人が特殊の機関にあるもの、あるいは特殊な法人が法令違反とか公益侵害とか、こゝういふことがありますれば、宗教法人として廢つておるのでありますから、ほかの法令の適用がないといふのではございません、刑法その他の諸般の刑罰法規も、その事柄の性質いかんによつては適用されるのでございまして、お話の向きの旧宗教法人についても、旧宗教法人が、なお法令違反等の場合には、現行の宗教法人令の適用において制裁を受けることができるといふことを予想される次第でございます。

○榎原委員 今度の法律で非常に大事なのは、認証の主体性が文部大臣にありますので、この間も共産党の諸君から、文部大臣がかつてにきめるのかというふうなお話もありました。従つて、文部大臣が宗教に理解を持つ、持たぬということが、大きな影響を持つわけでありまして、その審議機関として審議会がございまして、その審議会は宗教家とか、あるいは学識経験者でもつ

てするのですが、これは人事のことにまなびますが、それに対して準備が進められておるのか。またこの宗教法人審議会の顔ぶれであります。ともすると学識家をきめる習慣がありまして、といつてあまり新しいものも危険性を持ちますし、といつてそれをも入れなければならぬと思ひますから、非常にむづかしい問題だと思ひますが、それに対して文部省としてはいろいろ準備をやつておるのか、ちよつとお伺いしたい。

○榎原政府委員 宗教法人審議会の委員の件につきましては御質問でございますが、この宗教法人審議会は、御説のように非常に重要な諮問機関でございまして、われ／＼といたしましては、慎重にその人選につきましては考慮しなければならぬと考へております。その選任の範囲につきましては、七十二條第二項におきまして、宗教家及び宗教に關し学識経験ある者のうちから選ぶという規定がされております。しかしその範囲内におきましても、現実の宗教諸団体の意向というものが大切でございします。われ／＼といつて選任する意向は、毛頭ないのでございします。あるいは宗教連盟、あるいはその母体である神仏各派の連合会、あるいは新興宗教団の組織から情報を得まして、適任者である者につきまして選任を進めて行く。なおこれにつきましても、宗教団体の意のあるところを十分にくみとりまして、その神仏の範囲を何名にするかといふことにつきましても、合理的な線においてやつて行きたいと考へておる次第でございます。

てするのですが、これは人事のことにまなびますが、それに対して準備が進められておるのか。またこの宗教法人審議会の顔ぶれであります。ともすると学識家をきめる習慣がありまして、といつてあまり新しいものも危険性を持ちますし、といつてそれをも入れなければならぬと思ひますから、非常にむづかしい問題だと思ひますが、それに対して文部省としてはいろいろ準備をやつておるのか、ちよつとお伺いしたい。



した上において、その規則的な活動を予想いたしますれば、先ほど来の二、三例を申しました不備な点、あるいは行き過ぎな点を是正し、もつて宗教界全般の活動に資することが大きいのではないかと。なおかつこのことは、一日遅延すればするほど、かかる向きのものが多くなり、その数の増大は、ひいて宗教全般の伸張に対するマイナスになるということも考慮しまして、一日も早く宗教法人法が成立いたしまして、もつて宗教界の安定をはかりたいというの、われわれの希望するところである次第でございます。

○柏原委員 宗教法人になるにつきまして、事務所ぐらゐは持つておるが、まだ家も何もない、運動資金だけは持つておるといふ場合に、これは法人になり得るものであるかどうか。

○藤原政府委員 この宗教法人法案の第四条におきましても「宗教団体は、この法律により、法人となることができ、この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう」となつております。従いまして、実質的な宗教団体としての実体と申しますか、活動体を予想しておる次第でございます。単なる企業的な面であるとか、あるいは資本金を持つていて、それを投入すれば、ただちに宗教法人になれるのだとは、考えでおらないのであります。宗教団体としての活動の実質を持つ場合において、初めて宗教法人として申請ができる、こういうふうな理解してゐる次第でございます。

読者もあるというよりな形の新しい宗教運動が起つてゐるようでありませうが、それはどうでしょう。

○藤原政府委員 宗教団体に対しまして、この法案においてわれわれの予想いたしますところは、第二条にありませうに、教義を広めるとか、あるいは儀式行事を行う、あるいは信者を教化育成することを主たる目的としておるものでありまして、この主目的がそこにありますならば、たとえば、今申しました三つのいわば要素的なものにつきましても、その重要な度合いが、教義を広めるところにあるか、あるいは儀式行事を行うところにあるか、あるいは信者を教化育成するところにあるか、あるいは信者を教化育成するところにあるか、その高下軟弱はあろうかと思ひますが、少くとも主目的がこの三つの目的に向つてゐるならば、宗教団体として取上げていいのではないかとお思います。ただ、もちろんお説のように、各種の事業をやります場合においても、教化宣伝といった意味合いからおやりになる向きも多うございませうが、その事柄自体が、ここでいう信者を教化育成するとか、教義を広めるとか、あるいは主目的に沿つてゐるかどうかいかに思ひますが、具体的事情いかんによりまして、たとえば営利的な事情をやる。それが主目的のようなものがある、現実の問題としてあるわけでございますが、こういう向きのものにつきましましては、宗教団体とはいひ得ないのではないかと考える次第でございます。

○柏原委員 最近、宗教法人令によつて、簡単に法人になれたものですから、営利を主たる目的としながら、宗教の仮面をかぶつたものが相当続出して來ましたが今度は次の段階に入りまして、平和主義を標榜して、宗教は平和主義であるという意味で、宗教の仮面をかぶつた左翼陣營の、平和主義運動といふか、あるいは展開して來るだろうと思ふのであります。そういう現状に今あるようでありませうが、それに対して、文部省は調査研究しておられるか、またそれに対してどういふふうにお考えになるか、関連的にひとつお伺いしておきます。

○藤原政府委員 ただいまの御質問は、非常に重要な御質問でございます。しかもその概念内容なり、あるいは具体的な事情につきましまして、われわれ承知するところは少いのであります。従つて一言で申し上げることは、非常に困難だと存じますが、法におきましては、あくまでも宗教上の教義を広めるいわゆる宗教上の団体でなければ、問題になつて來ないのであります。あるいは思想団体が宗教法人としての仮面をかぶるといふ向きのものが、かりにあつたといはしますならば、それは宗教団体でないものであります。従つて、往々にして間違つてこれを宗教法人とした場合におきましても、あるいは認証の取消しであるとか、あるいはその後認証取消しの期間を経過して、なおかつ二年以上にわたつても宗教団体としての活動をしないうような、あるいは宗教団体としての目的を逸脱するような向きのものにつきましましては、裁判所による解散の命令も規定してございます。かたが、実質が宗教団体でないものは、これを宗教法人としての恩典に浴せしめることはふ

さわしくない、こういうふうに考えます。われわれもいたしまして、そういう向きのものが今後あるかどうかにつきましましては、想像困難であります。その場合につきましましては、十分考慮いたしまして、所轄庁といたしまして、裁判所の申請等の権限があらまう関係から、そういう宗教団体でないものにつきましましては、相当強く処置して行きたいと考えておるわけでございます。

○柏原委員 戦争中に宗教団体法で圧迫されて、公認のとれなかつた擬似宗教、または宗教団体は、公認がとれないものですから、幹部の連中が、宗教で集めた資産を興業に向けて、すつかり商売人になつてしまつた。ところが、今度宗教が自由になつたので、その興業から得た有力な物力をもつて、宗教運動を展開しておるものもあつて、そうすると、戦争中に習ひ覚えた商売半分、宗教半分といふのが、まことに複雑な現状を呈してありますが、審議会は、しつかり目を光らせて、宗教本来の目的を逸脱せるものについては見張つてもらいたいと思つて、宗教省にもお願いしておきます。文部省にもお願いしておきます。昨今共産党の非合法性が問題になつておるのですが、そういう形に持つて参りますと、熊谷直実がよろいを脱いでお寺に入つたように、これは精神的に坊主になつたものだから、危険性はないのですが、左翼陣營のものが、弾圧されたら宗教の門の中に入つて行く、宗教の中で動いて行こうといふ形をとるだろうと思ふのであります。今までの覚悟は全部合法性でありませうが、あれが非合法性ということになると、そこに宗教の分野につきま

では、相当の動搖を來して來るだろうと思ふのです。その点におきまして、文部当局は、しつかり頭を働かせて、今後調査していただきたいと思ひます。これは希望でありませうが、お願ひしたいと思います。

それから解散を請求する場合の利害関係人とは、どんなものであるか。しかも前は検事だけの命令でやつておりましたが、今度は所轄庁、利害関係人、検察官、こういうふうにおくを上げておられますが、その間の事情を御説明願ひたいと思ひます。

○藤原政府委員 解散命令の規定いたしました法案は第八十一条に用意してございませうが、そのうち「利害関係人」とは、いかなる意味であるかといふ御質問と丁承いたします。その利害関係人とは、いわゆる一号から五号までの解散事由、こういう事由がある場合、そういう事実に対しまして、法律上利害関係あるもの、一般的に申しますれば、そういうふうな申し立てるのではないかと。たとえば、法律上権利がある、法律上義務がある、こういう場合の権利義務関係が予想されるような場合、あるいは宗教法人の規則上の問題といたしまして、規則の上に権利関係がある、あるいは権利の行使と義務の履行といつたようなことが規定されておるような場合におきまして、その権限行使等の場合の直接利害関係を有するような、そういう向きのものを「利害関係人」と申しております。あるいは特定の寺院教会の財産に個人的な権限関係があるといふような場合にも、それが法定化されて、あるいは規

則上の権限関係人、あるいは権利関係人としての権限が与えられておる向きのものにつきましては、やはり利害関係がある、こういうように考へておられます。従つて、個人的な場合に、おのずから利害関係人の範囲も限定されるのではないかと一般的に申しますれば、解散事由にあげられておるような事態につきまして、その当該宗教法人との関係において、その特定の事実に関し法律上利害関係あるもの、こういうふうにより了解する次第であります。

なお所轄庁、利害関係人等、請求権者を広めた理由、これにつきましては御承知のように、宗教法人法が、一面におきましては信教の自由を保全するのと同時に、他面におきましては、宗教財産、あるいは宗教法人としての活動の民主化、こういうふうなならぬが、ありますので、しかもそれは、ひいては宗教法人が一つの団体といたしまして、団体的運営といつたものが考慮されますし、財産につきましても、必ずしも個人的な配慮のもとに管理されるものではなく、やはり公共性と申しますか、信者その他の利害関係人の全面的な委託の上において運営せられなければならない、こういう趣旨から、いわば公共的な角度というものが予想されるわけでありまして、従つて所轄庁は、この法の運営につきましては、当然責任がある関係上、ここに解散事由として、解散命令の理由としてあげてある法令の違反とか、公共の福祉に反するとか、あるいは特定の恩典を与えて宗教活動を全からしめておるゆえんのものを通脱する、あるいは宗教法人が民法の一種の公益法人の性格を逸脱する、こういう向きのものにつ

きましては、公益性という角度から申しまして、所轄庁も十分な関心を必要とするわけでありまして、従つてかかる場合におきまします配慮から、一面に信教の自由を保持するとも、他面公益性を尊重するとも趣旨から、その運営の任に当る所轄庁、あるいは実質的に団体の内部における権利上利害関係の有するもの、これに對して解散命令の請求権を持たせるのが最も望ましいという趣旨から、拡大した次第でございます。

○柏原委員 現行の宗教法人令第十六条におきましては、宗教法人には所得税及び法人税を課せずと明記されておられますが、今後また、宗教法人には所得税及び法人税を課さないことと考へるのです。はたしてしかりとすれば、宗教法人法または所得税法及び法人税法、そのいずれかにその旨が明記するの要ありと考へますが、御所見を伺います。

○若林委員長代理 他に質疑はありませんが、所得税法並びに法人税法の改正を必要としない、すなわち現在の通り非課税をとつて行くというこの了解の上におきまして、われわれはこれを規定しておらないのであります、その二つの法律の上において、明文をもつて非課税を規定されておるのであります。御心配なものと了解いたします。

○藤原政府委員 ただいまの所得税法及び法人税が、宗教法人に關する限り、免税の恩典が現行宗教法人令には規定があるが、宗教法人法案において用意されておるかどうか、こういう御質問と了解いたしますが、現行宗教法人令におきましても、所得税法、法人税法の免税に關する規定は、昭和二十二年の改正によりまして、宗教法人令の中からは削られております。しかし所得税法並びに法人税法の規定の上において、明らかに所得税並びに法人税を課さないという趣旨の規定が存在しておるのであります。実質においては關係ございませぬ。従つて現在用意いたしておりますところの宗教法人法案においては、何らこれに言及して

関係もございませぬし、従つて宗教法人となることは非常に重大な意義があるかと存する次第でございます。従つてその宗教法人が一つの法人として、民法の財団法人あるいは社団法人の定款、寄付行為に相當する規則を、ここでは宗教法人の規則と申しておりますが、その規則を明確にすることが、やがてその宗教法人の社会的あるいは公共的活動の基盤になるものでございます。明確なる権限関係、職務権限関係もあります、あるいは他の社会一般の取引安全の關係もございませぬ、あるいは公共福祉の關係もございませぬ、かかる向きの基盤を法文の上に最も明確にするということが、ひいては社会公共の福祉にも直接關係を持つという理解の角度から、規則を法の上において法令に適合せしめるということが非常に大事なことになります。ところで現在の実情を見ますと、必ずしもかかる適合性が無いので、往々にして行き過ぎ等の關係も見受けられます。少くとも公益法人としての規則であれば、法令に適合するといふことが、最もよいのである。単に現行法令のごとく、届出によりまして、ただやみくもに規則を定めるならば、それで宗教法人になれらるというのでは、公共の安全、福祉の關係から申しましても、多少行き過ぎの点があるが、われわれは、この法案におきましては、規則を明確にし、しかもその規則は、宗教法人の権利、義務を定める規則でございます。この法案において用意いたしましたように、法令の範囲内において、規則の定めるところによつて、その法人の権利、能力、あるいは義務負担の能力というふうなものが定められるので、こ

れを明確にするにあらずば、法的活動をすることは、非常に対社会的公共性の上から申しまして、安全率が低いのであります。こういう向きから一応届出制を廃止いたしまして、認証制をとり、もつて社会公共なり、宗教団体の要望に沿うというのが、認証制をとつたゆえんのものでございます。もちろん現行の宗教法人令におきまします届出制を、いかに正したならばいいかということにつきまして、あるいはあらかじめ届出方法を定めるとか、いろいろ研究した結果、認証制をとるのが最も望ましいという結論を得ましたので、ここに認証制を採用した次第でございます。

○若林委員長代理 藤原(重)委員長代理 藤原(重)委員長代理 藤原(重)委員長代理

○若林委員 この認証制を今度この法案において取入れるということが、淫祠邪教に名をかりて、新興宗教を彈圧するかのとき感を与えたのであります。おそろしく新聞紙上にこの法案の内容を發表せられたときの文章全体に流れております意向といふものは、全部新興宗教を彈圧するがごとく誤解を招いておるのであります。ここに政府としましては、認証といふことの意義を明確にし、認証といふことではないかと考へるものであります。そういう意味において、特に認証の意義、内容というものを明確にいたしたいと思ひますが、認証の場合、その段階において、その教義の善悪性、教義が成文化されておること、あるいは実際に布教しておること、認証の場合、こういうこと

れるかどうかをばつきり承りたい。

○藤原政府委員 ただいまの教義に関する調査その他の権限を予想しておるかという御質疑に對しましては、宗教それ自体の問題といたしまして、この法案では教義に触れる、あるいは宗教団体プロカーの面につきましては、われわれはそれを調査し、あるいはそれをチエツクする、そういう意味では、認証というものを考えておらないのであります。

○若林委員 それでは、教義内容、あるいは成文化されておるかおらないかというふうな点について、認証の申請の場合、参考資料としても添付する必要もないと解釈してさしつかえありませんか。

○藤原政府委員 教義それ自体を出せとか、あるいは教義を必ず出さなくちゃならないという趣旨のことは考慮しておりません。しかし、その当該団体が宗教団体であるかどうかということの関連性におきまして、おのずからそこに法人にならうとする宗教団体が、宗教団体であることを証する書類を添付することになつておりますので、これは必ずから宗教団体であるということを証するだけの証拠能力を、その文書の上に持たせればつこうなのであります。教義の大要、あるいは教義みずからをその上に盛つて来なければならぬというところは、要請しておりません。

○若林委員 おそらく本法案において根本の論議となりますのは、この認証制度であらうと思つております。先ほど柏原委員からも質疑があつたのであります。審議会が大体その認証の最後の断を下す意見を述べる機関であるように

思つておりますが、いま一度明確にしたいと思つておられるのであります。地方にこれを設けず、中央だけにしとめること、宗教界の輿論といたしましては、二十万になん／＼とするところの宗教団体ができるであらうと予想しておられるのであります。それを各府県で少数の間人が、処置することのできるかどうかという御質問もあつたのであります。私はそこまでの数は予想はしておらぬのであります。各府県に宗教人審議会を設けず、中央にのみとどめたということも、もう一度はつきりしていただきたい。

次に、審議会の構成人員と申しますか、将来も相当問題になるのは、この人選であらうと考えておられるのであります。先ほどきかれて慎重を期するといふことの御意見の開陳があつたのであります。おそろく宗教団体の各方面の意見をお聞きになると考えるのであります。その点当局の御意見をも一度伺つて見たらと思つております。

○藤原政府委員 宗教法人審議会をなせ都道府県に置かないかという御質問に對しましては、先ほどもちよつと触れた次第でございますが、宗教法人がその母体である宗教団体というものを考えますときには、その宗教性と申しますか、これは一地方に限定すべき性質のものでない。しかも公益法人として各方面に活動するといふ基礎をそれぞれとして持つておる關係上、その宗教的特殊性と、それから実情から申しますと、二十万施設がございまして、大半と申しますか、ほとんど九割までは、その教派が教団に所屬しておる神社・寺院・教会でございます。従つてその教の上におきましては、教派

や教団の方の認証の場合におきまして、中央の文部省において審議会に諮問するといふ關係で、地方におきましてはそれが少く、ほとんど神社・寺院・教会のすべてが、教派や教団に所屬する關係から、当然問題が起り得る可能性が少く、こゝろの點。一般的には、宗教は地方の問題として取上げるに、全国的な性格を持つておるということと、ただいまの教の關係といふことと、それから各地方に宗教法人審議会を置きますれば、その審議会の意見が非常に区々になるおそれがある、こゝろの點も予想されますので、かたがた再審査あるいは訴訟の場合の道を開いて、中央で区々にわたるのを避けるといふ趣旨から、中央に宗教法人審議会を組織するといふことになつた次第であります。

それから委員の構成については、御意見の通り、各種の団体の連合会等がございまして、かかる連合会等と密接な連繫をとり、かつまた、そゝろの連合会に加入しないものについても、できる限りその要領を推薦その他の關係におきまして、収集いたしました資料に基きまして、その人選を公平にかつまた適切に選定するようにしたい、こゝろの點も考慮してあります。

○若林委員 非常に慎重なる態度をとることについては、敬意を表しておきますが、先ほど申しましたように、認証といふことと、宗教法人審議会の構成については、相当問題になると思つておられる、この運営を誤りますならば、既成教団の利益のみ擁護して行く法案であるといふように誤解を買い、また新しく興るところの宗教の圧迫法案であるといふふうなおそれを抱くに至るで

あろうと思つ、憲法の信教自由の精神に反することだと思つておられる、この点重々慎重の上にも慎重を期した御人選を願ひたいと思つておられます。なお私は、岡委員が見えておられますが、発言を希望しておられますから譲りますが、礼拝施設といふことについての解釈を、どの程度に礼拝施設といふものを予想しておられるか。神道的に言へば、ひもろぎ一本あつても礼拝施設になるわけでありまして、その内容をどういふように立案者は予想せられておるかを御説明願ひたいと思つておられます。

○藤原政府委員 こゝで礼拝の施設を備えるという規定がございまして、われわれといたしましては、本堂があり、あるいは本殿があるといふだけのものを予想してはいたらないのであります。各種各様の宗教がございまして、またその活動の規模につきましても、各種各様でございます。従つて一応われ／＼理解する限りにおきましては、宗教法人としての財産上の保全をなし得る形にまで団体が構成するといふその面から考えまして、礼拝施設といふものを広く考えておる次第でございます。

○若林委員 先ほど藤原委員から、質問が少しあつたのであります。質も、表現の仕方が少し違つておられる、私言つてみたいと思つておられます。在来ここに包括団体がある、そうしてその包括団体の下に宗教法人がある。この包括団体が土地を購入了たし、また、宗教法人にその土地を貸して使わす。だから買入れたところの包括団体の財産ではあるが、その所屬の宗教法人の本来の用に供する。その土地に

ついでに登録税その他固定資産税などの取扱ひ方について……。

○藤原政府委員 本部あるいは教団が所有名義を持ちましても、これに包括されるところの単位法人と申しますか、神社、寺院、教会が現実その建物、土地を使用しているといふ場合につきましては、登録税並びに地方税における固定資産税等の免税はなし得るのであります。その非課税の方式も、たとえば固定資産税でございますれば、所有關係のいかんを問はず、現実の使用關係が設定されておるならば、それに基づきまして、所有權の名義のいかんを問はず、免税の恩典にあらずかり得る。但し、かりに地方税の借地借家の場合におきまして、無償で借地借家されておる場合も考えられる。たとえば所有者がこれを有償で貸しておる場合は、所有者の方に税金がかかりますが、いずれにいたしましても、その宗教法人には税はかからないのでございまして。

○若林委員 いま一点、先ほど柏原委員から御質問があり、また明確な御答弁があつたのであります。信教の自由といふことについては、課長から御説明があつた通り、信教の自由といふものの中には、平等といふものも含まれておるといふことは、明確なことだと思つておられます。これに平等の二字を加えるのは、蛇足のごとく思われるのでありますけれども、實際その面に当りますものが、自己の信仰の有無によつて、非常に差別待遇を受けるがごとく思つておられます。八十四条には、こゝろの點をどういふことにならうか、こゝろの點を、特に取扱ひ方についての精神を、



修身の条項のごとく、法律と思えないような懇切なお氣持が含まれておるのだと思ふのでありますが、これは政府の本来においての、憲法の信教の自由に平等が含まれておることは、はつきりしておるけれども、取扱いの面において自己の信仰から、自分に反するところの宗教に対して行動を起すときに、きわめて不平等な面が現われて来る。これを特に注意をしていただかなければならぬというところから、これに平等という文字をつけ加えよという要請が、宗教界からあるわけなんです。その点八十四条の精神を末端にまで徹底せしめるといふことが必要だと思ふのであります。そういうことがあつたらぬと危惧せられるが、政府としては、まつたくそういうことはないとお思ひになるか、ひとつ御所見を伺いたいと思ひます。

○藤原政府委員 ただいまの御意見のように、非常に区々な取扱いによりまして、いわゆる平等という取扱いに多少欠ける点も聞き及んでおります。しかしこれは本法が施行されるに至りますれば、十分われ／＼といたしまして、御趣旨の徹底には全力を尽して参り、かつ所轄庁との連絡あるいは政府諸機関との連絡も密に提携して行くことに内々相談いたしておる次第でございます。たとえばただいまの点においても、宗教上の特性なり、慣習の尊重といった点も、また平等との関連において出て来る次第であります。この点につきましては、万遺憾のないように、御趣旨に沿うよう、特に関係方面との連絡を十分に行きたいと思ひます。

○若林委員 岡委員が見えておりますので、私他に材料はありますけれども、一応留保いたしましたして、岡委員にお譲りいたします。

○岡(延)委員 本法案に対する重要な全般的問題につきましては、文部大臣の所見を伺いたいと思ふのであります。御病氣でお見えになりませぬので、課長より、答えられる程度というものはなほ失礼であります。そういう点につきましてはお伺いしたいと思ひます。実は先ほど本会議において、委員長報告等のためにちよつとこの席を外しましたので、あるいは重複するところがあるかもしれませぬけれども、そういうことがあり得ることを予想いたしました。きわめて簡潔に、私見等を交えず、討論等にわたることなく、ほんの骨だけを示して、政府委員の御答弁を求めたいと思ひます。答弁者においても、簡潔にお答え願ひたいと思ひます。

○藤原政府委員 不備の点の一つといふことは、現在におきます宗教法人令による届出のありました宗教法人の中に、単に私法上の規定を置き、単なる名称、所在地、あるいは教義の大要、程度のようなものがあり、またその法人としての活動の基礎の体をなさぬものがあります。これは一つの例であります。それからもう一つの、事業その他の関係から申しますれば、もつぱら営利事業を主たる目的としておる、ところのものが、たゞ宗教法人という名をかりまして、宗教

法人何々組合、あるいは宿屋、あるいは料理屋、こういうものを営んでおるながら、宗教法人の名において特定の保護を受けようとするものもございませぬ。そういう次第でございます。

○岡(延)委員 そうしますと、第六条の公益事業というものは、どういふものを指すのでございませぬか。

○藤原政府委員 この「公益事業を行ふことができる」の事業は、もつぱら公益、慈善、あるいは学術、博愛といふことである、いわば社会事業的の面、つたような、いわば社会事業的の面、教育事業的な面を予想しておる次第でございます。

○岡(延)委員 公益事業の収益の使途については、制限があるかどうか、その点について……。

○藤原政府委員 収益につきましては、この法案におきましては、もつぱらその事業から上つたところの収益は、宗教法人並びに宗教法人に關連する事業、あるいは宗教法人にその収益を使用してもらうという意味におきまして、その使用の目的を制限してある次第でございます。

○岡(延)委員 第十条の規則で定める目的の範囲内に、事業が入るかどうかをお伺いいたします。

○藤原政府委員 第十条の規則で定める目的の範囲内に、もちろん事業の規定も入り得ると予想しております。

○岡(延)委員 第十一条——議決権は有しておるが、議決に賛成しなかつた者の賠償責任は、ないと解していいかどうか、その点をひとつお伺いいたします。

○藤原政府委員 十一条の二項につきましては、議決に賛成しない者につきましての責任はない、こういうふうに

了解しております。

○岡(延)委員 予算は必ず作成しなればならないかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○藤原政府委員 この法案におきましては、予算を作成することを要する次第でございますが、社寺その他の関係もございませぬので、必ずしも絶対的記載事項としてはおりませぬ。ただ規則の上で、必要ならば必ず記載してほしい、こういう意味でございます。

○岡(延)委員 宗教法人の同一名称の使用制限を設けてないようでありませぬが、その理由を承りたい。

○藤原政府委員 宗教団体は、長い歴史と伝統がございます。現在におきましても、御承知のごとく、仏教におきまして同じ寺号山号を持つておるものもたくさんございませぬ。従つて、法においてこれを制限するといふことは、非常に行き過ぎにわたるといふ關係で、これを制限しなかつたのであります。

○岡(延)委員 規則の記載事項は、現行法と、どの点が違ふかについて、お伺いいたします。

○藤原政府委員 この最も大きいところは、信者その他の關係に關する總代とか信者の規定が、今度は挿入されるのでございませぬ。しかもそのこと自体も、宗教活動それ自体の面にタツチしないという趣旨から、そういう観点が出て来たわけでありまして、今度の規則で特に大きく出ているのは、公告の制度を用いるとか、あるいは記載事項——第十二条の十一号から十三号までございませぬが、第十三号において規定する以外、所轄庁の方で、必ず記載しなればならぬ、あるいは記載を要

求するといふことは、ないといふことを予想してあるとか、その他の關係につきましては、十二号等が相互の規定性として宗派の方あるいは教団の方と相互規定するといふものを予想する、こういう面が違つておる大きな点でございます。それ以外については、詳細な点でございますが、大体現行の宗教法人の記載事項と、内容については詳しくなつておりますが、実質においては、異ならぬと思つております。

○岡(延)委員 第十三条の「認証を受けようとする者」といふのは、だれを指すのでございませぬか。

○藤原政府委員 これは宗教団体あるいはその代表者、個人あるいは団体兩者を指してございませぬ。

○岡(延)委員 第十四条の「その他の法令」とは、何を指すのでございませぬか。また「相當の期間」とありませぬが、その相當の期間とは、どの程度の期間を指すか、その点について御説明願ひたい。

○藤原政府委員 「法律その他の法令」の内容でございますが、これは当該規則の内容の事項が、医療法、医師法あるいはそれらいつた面に關連するものでありますれば、医療法、医師法の違反というものが、当然その法令の内容になります。あるいは令といたしましては、団体等規正令といつたようなものも考えられます。あるいは特殊な寄附を募る、強制するといふような面に

つきましては、あるいは監禁罪法その他の關係もあろうかと存せられるのであります。具体的規則の内容事項につきまして、この法令の適用法規が了解されるかと存する次第でございます。それから、第二項の「相當の期間」

九

と申しますのは、これは必ずしも一定しておりませんが、距離の観点とか事柄の観点とか、そういうような点でもつて、その内容が非常にかつて来る次第でございますが、機会を与える限りにおきまして、それを十分ふさわしい期間ということをご希望している次第でございます。

○岡(延)委員 包括宗教法入に、訴願の道が開かれていないようでございますが、その理由を承りたい。

○榊原政府委員 包括宗教法人につきましては、訴願は、御承知のように行政官庁に対する上級、下級の関係がございますが、これは文部大臣につきましては、初めの拒否の場合に審議会にかける、それから再審査の場合に審議会にかけるというふうなことで、再審査ということが最終になつておる次第でありまして、再審査は実質において訴願の性格を持つております。特に中央官庁におきましては、その性質が強いのでございます。従つてこれに行き過ぎがある場合においては、行政事件訴訟特例法等の救済規定も予想されませんから、訴願を一応開かない次第でございます。

○岡(延)委員 宗教法人の解散事由に、現行法と異なりまして、破産という項目を加えておりますが、その理由について御説明を願いたい。

○榊原政府委員 非常に重要な御質問でございますが、今までは、宗教団体が破産することによつて解散事由にあつておりません。しかし本法案におきましては、この宗教法人の性格が、もつぱら世俗、あるいは財産の面に主点が置かれた関係上、かかる破産状況にありますれば、第三者との関係にお

きまして不測の損害をこうむらせるおそれがありますから、主たる性格が相違した関係から、こういう破産によつて解散する規定を挿入した次第であります。

○岡(延)委員 次に、境内地、建物の件についてお伺いするのであります。たゞ、キリスト教におきましても、キリスト教というのは、ローマン・カトリック、すなわち旧教と一般に言われておるもの、それから新教すなわちプロテスタント、この二つに大別できるのであります。但し、この場合に、その境内地、建物につきましても、テクニク、術語が非常に違つておる。同じキリスト教といふ範疇に入つておる旧教と新教との間に

おきまして、大きな隔りがあるのを明確にしておく必要があると存ずるのであります。たゞ、カトリックで申しますと、聖堂といふものがございまして、これは仏教でいうところの本殿とか本堂あるいは会堂に相当するものであるか伺いたい。

○榊原政府委員 まさに御意見の通り、本堂あるいは本殿に相当するものと考へております。

○岡(延)委員 それからこれは新教にもございまして、特にカトリックには修道院といふものが多いのでございまして、これは仏教のいゝゆる僧院に相当するものであるか承りたい。

と申ししておりますが、これは僧院に相当するかどうか、まずそれが一点でございまして、ちよつと説明を申し上げますと、カトリックの司祭といふものは、あるいは神父とも申しますが、これは絶対的に独身であります。要するに、終生純潔を誓つておるのでございまして、それをまたその通りに実行しております。そこでその構造等においても非常に違つておる。何となく、司祭が、あるいは神父が求道者に教えを授ける場合に、独身者であるという立場のエチケツトとして、決して婦人を、特に一人の場合、自分の自室に入れない、そういうことがございまして、応接室なり、あるいはそういうものを教える広い部屋なりを要するのであります。そういつたやうなものをどういふふう

に解釈する。特に東京の場合などにおいては、職務等が非常にきつておる。釈しておるといふことでもございまして、それらの点について伺いたい。

○榊原政府委員 本案におきましては、それに相当するものとしたしまして、僧院あるいは牧師館を予想しますところの教職舎、こういう名称でとらえておりました。しかも御意見のその取扱ひの非常に区々な点につきまして、われわれも各都道府県と密接なる連絡をもつて、現実に具体的に一つ一つ事件を解決しておる状況でございまして、従つてその特殊性につきましても、新しく教職舎あるいは僧侶といつたやうなものを挿入した次第であります。

○岡(延)委員 これはカトリックにおいても新教においても、そうでありまして、カトリックにおいては司祭、新教においては牧師でございまして、これを養成するためには、神学校といふ専門的學問を教える学校を必要とするのであります。これはまさに宗教団体の主たる目的のための必要な建物といふふう

に算入されるかどうか、その点をひとつ伺ひたい。

○榊原政府委員 これはカトリックあたりでは、通称小神学校という名前が呼ばれておりますが、われわれもつばらそういう教師養成のために使われる建物として、これは境内地であり、また境内建物と了解しておる次第であります。

○岡(延)委員 次に、これは特にカトリックの場合において、伝道士宿舎といふものがあるのをご存じですが、これは仏教等におきましては、まだ修行中の、坊さんにならうとする段階の若い人たちが、カトリックの立場においては伝道士の役目をやつておる。要するに住職さんなら住職さんのお手伝ひをしつつ修行をやつておる、こういうのであります。カトリックなんかははつきり神学校に收容して養成するのであります。そういうやうな一種の徒弟的な養成をやつておらないために、従つて、伝道士宿舎——伝道士といふものを多くの場合要するのであります。これは司祭の手伝ひ役をするわけでありまして、これには別に独身を守らなければならぬという規則もないのであります。一般人のやうな生活様式をとりながら、実は司祭のお手伝ひをしておる。これは先ほど申しました通り仏教等においては、まさに見習い

の立場の人がやつておるようでありまして、これもどうしても境内建物に包括してもらわなければならないと思つたのであります。その点はどうか。

○榊原政府委員 ただいまのお話の向きも、事実ございまして、大体われわれは、そういう向きの施設を、信者修行所といつた言葉の中に含めて考へておりました。これは必ずしも一般の信徒あるいは信者という意味でなく、われわれの信者という理解の仕方は、教師、僧侶、そういう一層の教化面の資格を持つておる人を包括して考へておる。信者修行所の中にも、そういう広い意味に理解される信者の教化育成のための必要な建物、こういう限りに信者修行所を用いておる関係で、今のお話の向きの施設は、そういう信者修行所の中に包括されるものと考へておる次第でございます。

○岡(延)委員 それから、特にカトリックの場合であります。あるいは権威宗教でございまして、権威者によつてつと統制を保持されておる。そこで教区事務所、あるいは修道会事務所あるいは宣教会事務所といふものが必然的に必要になつて来るのであります。これはもちろん境内建物の中に含まれるものとお考へるのであります。その点もお伺ひしたいと思ひます。

○榊原政府委員 カトリックの実情をお伺ひしますと、各教区が、今度は宗教法人になるという御意見もあつておる。従つて包括教団の中に、各司教区を包括教団の一つとして取上げておられます。かた、第三の教団事務所の中に、その意味のことが含まれて書いてある次第でございます。

○岡(延)委員 これはカトリックにおきましても、新教においても、そうでありまして、カトリックにおいては司祭、新教においては牧師でございまして、これを養成するためには、神学校といふ専門的學問を教える学校を必要とするのであります。これはまさに宗教団体

ます。

○岡(延)委員 先ほど申しました通り特にカトリックにおきましては、司祭が一生身を守る。要するに妻子がなく、それから兄弟、親戚、親とはもちろんわかれて生活をする。その関係上、また特に司祭修道士というのがございいますが、その司祭修道士なるものは、婦人と同じむねに居住することが許されない。こういうかたい規約があるのであります。まあ多くの場合、まかない人というものは婦人でございしますが、これを置く場合、カトリックの特殊性にかんがみて、新教の牧師館との均衡上、附属の建物に相当するものを考えてよろしいかどうか。

○榎原政府委員 御意見の通り、われわれは附属建物の内容として考えておる次第でございます。

○岡(延)委員 これは私も当然と思いますが、たとえば物置とか自動車の車庫、これらも附属建物に数えてよろしいかどうか。

○榎原政府委員 御意見の通り、附属建物とわれわれは了解しております。

○岡(延)委員 今度は、境内建物用地の点でございます。特に名称をつけがたいのでありますが、建物敷地を圍繞するところの庭園及び道路への通路、石段等、これらは境内建物用地と常識的に考えられると思うのであります。その点をお伺いいたします。

○榎原政府委員 御意見の通り、今お話を施設あるいは工作物、すべて境内建物という内容を構成しておると考えております。

○岡(延)委員 この法案の中に、修道耕地というのがございますが、特にカトリックのテクニクで申しますと

観想修道会というのがございます。これは祈りのほか苦行を行つております。それからまた、世間とはまったく隔絶して、自給自足の態勢をとつておる。たとえば日本におきましても、北海道その他にあるトラピスト修道院あるいはカルメル会修道会、これらはまったく世間と隔絶して、そうして経済的にも自給自足の態勢をとつておる。

これが御承知の通り実情でございます。そこでこれらには農地法の関係等、非常にやつかいな問題もあつたようでございますが、いわゆる修道耕地地といふものを認めてやらなければ、これは結局それ自体がこの修道会の目的でございますから、その目的を達成することができないということになるのであります。この修道耕地地といふものは、これらの修道会として当然認めらるべきものと思つております。その点を……

○榎原政府委員 修道耕地地につきましては御意見の通りでございます。われわれも境内地の概念の中に、かかる特殊な土地につきましても尊重をいたしまして、四号に特別に修道耕地地を含むという規定を明らかにしたような次第でございます。

○岡(延)委員 本法案の文部大臣に対する一般質問及びこまかに質問も、多少心当りがあるのであります。これらの質疑は一応留保いたしました。私の本日の質問はこの程度にとどめます。

○若林委員 本日の質疑は、この程度で打ち切られんことを希望いたします。

○佐藤(重)委員長代理 他に御発言はありませんか。——それでは本日はこれをもつて打切ることいたします。

次会は公報をもつて御通知申し上げます。

本日はこれで散会いたします。

午後三時四十二分散会

〔参照〕

昭和二十六年度に入學する児童に対する教科用圖書の給与に關する法律案(内閣提出)に關する報告書(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十六年三月三十一日印刷

昭和二十六年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁